

## 第5部 「日本人の海外活動に関する歴史的調査」 「日本人の海外活動に関する歴史的調査」朝鮮編

著者	並木 真人
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	文献解題
シリーズ番号	39
雑誌名	1940年代の東アジア : 文献解題
ページ	299-305
発行年	1997
出版者	アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00015828">http://hdl.handle.net/2344/00015828</a>

# 「日本人の海外活動に関する歴史的調査」朝鮮篇

並木真人

## はじめに<sup>(1)</sup>

本書は、敗戦直後の1946年から47年末にかけての時期に、大蔵省管理局（50年の完成刊行時には理財局）によって編纂された一連の調査報告書である「日本人の海外活動に関する歴史的調査」の一部にあたる。朝鮮に関する叙述は、「通巻第二冊 朝鮮篇 第一分冊」から「通巻第十一冊 朝鮮篇 第十分冊」までに収録されている。

ところで、本書は政府内部での利用を目的として刊行されたものであり、全巻にわたって発行当時より「極秘」あるいは「取扱注意」の指定がなされている。現在でも公的にはこの措置は解かれていないようである<sup>(2)</sup>。少なくとも公刊資料ではない。したがって、頒布もごく限定された範囲のものであった。それゆえ、日本帝国主義の植民地統治を扱った基本的な資料として、従来より多くの研究者にその書名はよく知られていたものの、これまで活発に利用されてきたとはいいがたい。研究機関での原本の所蔵は、筆者の知るかぎり、東京大学総合図書館のみに限られていた。戦後刊行の文献であるにもかかわらず、朝鮮近現代史関係の資料の中でも稀覯書の一つに属するものであったと評価することができるだろう。

しかしながら、1985年6月に韓国ソウル市の高麗書林から本調査報告全巻の影印版（全体の第2巻・第3巻に該当する朝鮮篇は、第1分冊から第5分冊までを上、第6分冊から第10分冊までを下とする）が刊行され、簡便に入手できるようになった。そのため、影印版は各地の大学をはじめとする研究機関で所蔵されているようである。本稿においても、この影印版を底本として用いることとする。その際、本影印版には若干の乱丁（第1分冊43～66ページにかわり、第2分冊43～66ページが誤入）があること、また影印の不鮮明のために判読不可能な個所が散見されることを付言しておく。これらについては、東京大学所蔵の原本にあたることが望まれる。

## 1. 本書成立の経緯

本調査報告が推進された事情に関しては、総論部分の解説および「補論」に譲る。本書を直接とりあげた書誌学的な研究はおろか、本書を利用した研究もさほど多いとはいえない現状にあっては、朝鮮篇が執筆された具体的な経緯を「補論」以上に詳細に示すことはできない。本書自体の中では、序章冒頭の「はしがき」において、「過去における日本の朝鮮統治の実績を顧み、その功罪を明らかにして、反省すべきは厳に反省し、解くべき誤解はこれを解いておくことが必要であろう。この意味において、以下各章にわたり、朝鮮統治各般の実績を歴史的に要約記述し、率直にその功罪についての自己反省を及さんとするものである」<sup>(3)</sup>と、わずかにその執筆意図を述べるのみである。本書のみからは、書誌に関する手がかりはほとんど見出し得な

いと言わざるをえない。

そうした中で、成立にあたって元京城帝国大学教授(経済学)の鈴木武雄が果たした役割が大きかったことが、従来から指摘されている。このことは、後述するように、鈴木武雄の論文・著作からの引用が散見されることや、彼が専門とする財政・金融などに関する叙述が充実していること、最後の部分に「付録」として鈴木武雄署名の2論文が収録されていることなどから、ほぼ間違いないと断定しうる。ただし、広範な領域の執筆を単独で行うことは困難であり、当然のことながら、彼の主導下に複数の執筆者ないしは協力者がいたと想定すべきである。そのメンバーと各章ごとの分担割当てなどを含め、具体的な事柄に関しては、これまで解明されていない<sup>(4)</sup>。

本文の叙述を通じて把握する限り、本書執筆の基礎となった資料・参考文献には、以下のものがある。第1に、朝鮮総督府およびその傘下の統治機関が作成した調査報告・統計資料があげられる。具体的には『朝鮮総督府施政年報』各年版をはじめ、『朝鮮総督府統計年報』各年版、『朝鮮総督府統計要覧』各年版、『朝鮮事情』各年版などの年鑑類、ならびに法務局法務課編『朝鮮の司法制度』など諸機関・諸制度の沿革を記した文献が中心を占めている。第2に、鈴木武雄や四方博ら旧京城帝国大学経済研究所関係者の論文・著作からの引用ないしは同研究所作成の資料が含まれている。第3に、個別の統計の中には、朝鮮総督府あるいは大蔵省など政府諸機関の内部資料かと推測される、典拠が明示されていないものもある。これらの使用は史料批判という点からすれば一抹の不安が拭えないものの、他の文献には見当たらない本書固有のデータとして、その価値を高めるものでもある<sup>(5)</sup>。

なお、執筆時期については、前述のとおり、具体的な期間を特定することはできない。執筆の日付が明記されているのは、鈴木武雄執筆の付録論文「『独立』朝鮮経済の将来」1編(昭和21[1946]年6月20日)のみにとどまる。「補論」で述べたように、おそらく47年後半、とくに年末に集中的に執筆されたものと推測しておく。

叙述の内容からは、敗戦前の時点での叙述をそのまま踏襲している部分と、敗戦後の時点で新たに執筆された部分とが混在していることがわかる。すなわち、植民地朝鮮の領有を所与の条件として執筆している章(序章, 第8章, 第11章, 第17章, 第19章~第20章)と、植民地朝鮮の喪失を前提として執筆している章(第2章, 第5章~第7章, 第9章~第10章, 第12章~第14章, 第16章, 第18章, 第21章)との両者が存在しているのである。前者の場合、叙述が植民地統治終焉の1945年までいたっていない部分もあり(たとえば第17章), 植民地統治の末期に書かれた文献の叙述をそのまま流用した可能性が大きいと判断される。他方、後者にあつては、結語として解放後の朝鮮の状況に関して若干の展望を記す章が多い(たとえば第13章, 第14章)が、その場合でも、本文中には植民地領有当時の判断・評価をそのまま踏襲したであろうと推察される記述が見られる。

いずれにせよ、これらの事情は、本書が敗戦直後の混乱期において、きわめて短時日のうちにあわただしく編纂されたものであることを雄弁に物語っている。また、このことは、一部の執筆者の意識においては、植民地の喪失が決定的な変化と感ぜられなかったことを示すものでもあるといえよう。

## 2. 本書の内容と性格

やや煩瑣ではあるが、内容理解のため、最初に本書の章別構成を掲げておこう。

通巻第2冊 朝鮮篇 第1分冊 (162ページ)

序章 朝鮮の概貌

第1章 旧来の朝鮮の政治・経済・社会・文化の性格

第2章 朝鮮開国より日韓併合への道

通巻第3冊 朝鮮篇 第2分冊 (179ページ)

第3章 朝鮮統治の最高方針

第4章 朝鮮政治機構の近代化

第5章 警察行政とその実績

第6章 司法及行刑とその実績

通巻第4冊 朝鮮篇 第3分冊 (138ページ)

第7章 教育文化政策とその実績

第8章 衛生行政とその実績

通巻第5冊 朝鮮篇 第4分冊 (153ページ)

第9章 産業及経済政策

第10章 農業の発達

通巻第6冊 朝鮮篇 第5分冊 (119ページ)

第11章 林業の発達

第12章 水産業の発達

第13章 鉱業の発達

通巻第7冊 朝鮮篇 第6分冊 (168ページ)

第14章 工業の発達

第15章 貿易及び商業の発達

通巻第8冊 朝鮮篇 第7分冊 (224ページ)

第16章 金融の発達

第17章 財政の発達

通巻第9冊 朝鮮篇 第8分冊 (194ページ)

第18章 交通通信の発達

第19章 土木及治水

通巻第10冊 朝鮮篇 第9分冊 (75ページ)

第20章 在外朝鮮人の保護

第21章 戦争と朝鮮統治

通巻第11冊 朝鮮篇 第10分冊 (170ページ)

附録 朝鮮統治の性格と実績 (鈴木武雄)

附録 「独立」朝鮮経済の将来（鈴木武雄）

（計1581ページ）

一瞥して分かるように、本書の対象は、1600ページに及ぼんとする膨大な分量にふさわしく、地理概要や前近代の歴史にはじまり、植民地期の政治・社会・経済の全般に及ぶ、きわめて広範囲のものである。ただし、これを逐一紹介することは、かえって本書の印象を平板なものとしてしまう虞があり、賢明ではないと思われる。それゆえ、特徴的な個所のみ拾い上げておく。

第1には、産業概況や財政・金融政策などに関わる叙述の比重が大ききことがある。これらの問題を扱った第6ないし第8分冊の分量は、そのことを如実に物語っている。今後予想される旧支配・占領地域からの補償・賠償請求に対応して、日本人が戦前期にこれらの地域で形成・蓄積した資産を算定するという、本調査報告全体が担っていた課題がそれをもたらした理由である。たとえば、第16章「金融の発達」は、朝鮮の国際収支（主として朝鮮と日本内地との収支勘定）について、貿易収支（貨物貿易・金銀貿易）と貿易外収支（国庫資金・大蔵省預金部資金・会社資本・労務益金・有価証券購入・保険料）に分けて、それぞれ推計を行っている。そして、結論として朝鮮の対内地収支が植民地期の明治43年～昭和19（1910～44）年ないし昭和20（1945）年を通じて43億2000万円の受取超過であったと述べる<sup>(6)</sup>。日本人の海外活動、すなわち在外財産の形成の平和事業としての性格を証明し、その貸借対照表を作成して価額を確定するという本調査報告の趣旨<sup>(7)</sup>を最も忠実に履行しているのが、本章であるといえよう。その他の諸章においても、総督府の農政は農家の生活安定を通じた朝鮮民衆の福祉・半島の開発にあり、母国日本のための農政ではなかったこと（第10章「農業の発達」）、満洲事変以来の工業化の急激な発展が日本内地の巨大資本の進出により達成されたこと（第14章「工業の発達」）など、日本人や日本企業の活動が朝鮮の資本主義化・近代化に貢献したことが強調される。さらに、第9章「産業及経済政策」では、「かくて1945年8月15日、日本統治三十六年の歴史の幕は閉じられたのであるが、その間に於ける朝鮮経済の躍進発達が総て朝鮮人の福祉増進の為にではなかったにせよ、朝鮮を近代化し、近代国民国家としての朝鮮独立の為の物質的根拠を産み落したことは否定出来ない<sup>(8)</sup>」と、最近一部で主張されている植民地工業化と解放後韓国のNIEs化との連続性を強調する議論を先取りしたような見解も見出される。

第2に、これら経済面への着目に留まらず、行政・教育・司法など統治全般に対する目配りがなされていることは、包括的・総合的な研究としての本書の特徴を高めている。在外資産の形成とは直接関係があるとは思われない分野、本調査を推進した在外財産調査会を支えた植民地進出企業の利害とは関係の薄い、これら行政・教育・司法などの分野に対しても、一定の「学術的」な総括がなされている点は、肯定的に評価し得る点である。その結果、斬新な方法論や独創的な見解を提示するということはなく、概論にとどまっていながらも、本書を通読することによって、当事者による植民地朝鮮の統治の概括を各部門にわたり、ひとつお理解することができる。

植民地統治当局が自らの施政を総覧した資料としては、主要なものに、朝鮮総督府編纂刊行の『施政二十五年史』（1935年）と『施政三十年史』（1940年）の存在が知られている。両書は、

植民地統治史研究における基本資料として、従前より頻繁に利用されてきた。本書はこれらを継承するものであるといえる。すなわち、明治43(1910)年8月22日の併合から1945年8月15日の解放にいたる、日本の朝鮮植民地統治の歴史をすべてカバーする、いわば「施政三十六年史」としての役割を果たすものである。とりわけ、これまで研究の「空白状態」が続いていた昭和15(1940)年から昭和20(1945)年にいたる植民地期最終段階の状況については、現状では本書に匹敵するような総合的な文献資料は他にほとんど見当たらないといつてよい。そこに本書が有する第1の意義がある。

今後、植民地統治に関する一次資料をもっとも大量に所蔵していることで知られる大韓民国の総務処政府記録保存所資料<sup>9)</sup>の全面的公開をはじめ、新たな資料の発掘がすすめられていく中で、この時期に関しても、個々の事実の確定のほか研究の飛躍的な進展が見られるものと予想される。そうした場合、史実の典拠として本書を利用するメリットは少なくなっていくことだろう。それでもなお、部門史を集成する形で植民統治全般について概観した文献としては、本書の有用性がそこなわれることはないと思われる。

次に、第2の意義として、統治の当事者(直接の政策担当者あるいはそのブレイン)が、その実体験をほとんど時間をおくことなく、総括した文献であるということがある。それは、部門ごとの通史とはいえ、日中戦争勃発期までの叙述・分析は独自性がうすく、既存の文献に示された総督府の公式的見解の踏襲にとどまるのに対して、日中戦争期以降については、各章とも詳細かつ鮮明な叙述・分析がなされているところに顕著に現われている。とりわけ、行政や経済政策を論じた部分では、そうした傾向が強い。たとえば、戦時期の国民総力運動や統制経済の実態に関して、かなり詳細な事実を知ることができる。これらは、日本の朝鮮統治が単なる帝国主義的搾取に終始したものではなかったこと、朝鮮人に対する抑圧も戦争という非常時において止むを得ず執られた不正規的手段であったこと、日本の統治はむしろ独立後の朝鮮への寄与が大きいことを主張する、一種の「自己弁明」の文脈の中で述べられたものである。しかしながら、いち早くこうした実証的考察がなされているのは、当事者ならでの成果である。

第3には、やや副次的な所産ではあるが、本書を通じて、敗戦後日本における朝鮮植民地統治に対する認識を知る手がかりを得ることができる。鈴木武雄執筆の「附録 朝鮮統治の性格と実績」は、それを端的に示す。すなわち、日本の朝鮮領有を欧米列強の植民地支配政策とは異なる、「典型的な植民地支配の型に対する批判」であり、日本は朝鮮民族との間に従来の植民地支配を超越する民族関係・同胞関係を構築しようと努力したのである<sup>10)</sup>という主張は、その一例である。この見解は、戦後の日本政府や保守政治家の歴史認識の原点をなすものといつてよいだろう。

その後の日韓条約交渉の際の「久保田発言」をはじめ、折ある毎に吐露され問題化した植民地統治に対する認識は、本書においてすでにひととおり提示されている。それは、本書の各所で表明されているさまざまな言説を集約していえば、「民族性の無視に基づく政治的抑圧」と「資本主義的近代化に対する経済的貢献」ということになる。この認識が戦後日本において通底していたといつてよいのではなからうか。歴史認識の擦り合わせにもとづく、南北朝鮮をはじめとする近隣諸国との友好的関係の樹立が外交政策の重要な課題の一つとされている現在、本書

は、日本の歴史認識に関する思想史上の重要な資料としても活用することができる。

他方、問題点も少なくない。まず第1に、本書は一次資料を編纂した成果であり、本来二次・三次の資料として扱われるべきものである。また、植民地統治史に関する純然たる研究文献でもなく、さりとて厳密な意味での調査報告でもない。性格の曖昧な文献であるといわざるをえない側面がある。実際、これまでの利用も、いわば一次資料に準ずるものとして史実の典拠とする方法と、先行する研究成果として批判の対象とする方法とがあった。加えて、各章間の叙述の不統一（時期区分、用語、粗密など）も少なくない。総じて玉石混淆の印象をまぬがれがたい。前述したように、類書が少ないがゆえの相対的な有用性を否定できないのである<sup>(1)</sup>。

次に、これと関連して、総論・概説ゆえに個々の事項についての叙述・分析は断片的・皮相的なものにとどまっているという限界がある。「百科全書」あるいは「インデックス」としての有用性は、それとは裏腹に「総花的」な叙述という欠陥をともなっているのである。本書は、繰り返し述べているように、朝鮮の植民地統治にかかわるおよそあらゆる事柄に関して、基本的な知識を得るにはすこぶる有益な資料ではある。けれども、厳密な学問的検討を経て執筆されたとはいいがたい面があり、加えて事実の背景となる諸事情に関してはほとんど明らかにし得ない。

たとえば、政策立案をめぐる論議のようなことは、当事者の手による本書をしても全く解明できない。日本本国であれば当然利用し得る政権内部の資料などは、植民地朝鮮においては全く見ることはできない現状であるが、本書もかかる状況を打破するものではない。それゆえ、個別の事柄について、やや詳細に分析しようとするれば、もはや本書は有用性を喪失してしまう。

さらに、前述したように、冒頭で朝鮮統治の功罪を明らかにすることを標榜しつつも、実際には植民地統治の弁明・合理化のためのバイアスが目につく。植民地統治の問題点についての批判は、もっぱら政策の実施過程における技術的側面、主として政策の対象となる住民に対する強制に向けられている。すなわち、意図・発想＝戦略においては功の部分が多かったが、方法・手段＝戦術においては罪の部分が多かったという機械的な評価である。植民地統治に対する植民地住民の反応は、第5章「警察行政と其の実績」に見られるごとく、「治安の確保」の観点からのみ扱われており、植民地統治＝異民族支配そのものが孕む本質的な矛盾に対して自覚的であったとはいいがたい。利用にあたって、客観的批判が必要とされる所以である。

## おわりに

最後に、今後の課題について触れておく。

まず第1には、本書の成立事情に関して、書誌をはじめとする諸事実を明らかにすることである。その際、個別の第一次資料がどのように組み込まれているのか、資料相互間の比較対照もあわせて行う必要があるだろう。さらに、その利用状況についても具体的に調査する必要がある。本稿でも記したように、敗戦直後の大蔵省にとっては相当に大掛かりなプロジェクトであったにもかかわらず、結局本調査報告がどのように利用されたのか、不明のままである。この状況を克服したいと思う。

第2には、本書の歴史認識のみならず、実証のレベルでも本書を克服した植民地統治全般

に関する通史が書かれるべきだろう。現状では、個別の政策に関しては具体的な研究がなされているものの、植民地統治の全期間・全分野を総合的に検討した成果が欠けている。啓蒙的な意義のみならず、研究の地平を高める前提としても、このような業績が必要なことは明らかである。それが達成されたとき、本書ははじめて純然たる史学史上の産物と化すにちがいない。

## 〔注〕

- (1) 本稿の叙述については、友邦協会・中央日韓協会所有の関連資料の発見によって、書き改めなければならない点が少ない点があるが、これについては、本書収録の拙稿「『日本人の海外活動に関する歴史的調査』朝鮮篇 補論——『日本人の海外発展に関する歴史的調査』および『日本人の海外活動に関する研究調査』を中心に」(以下、「補論」と略記する)にまとめておいたので、あわせて参照願いたい。
- (2) 「補論」注(29)参照。
- (3) 「日本人の海外活動に関する歴史的調査」朝鮮篇 第一分冊(復刻版:ソウル,高麗書林,1985年,以下「第1分冊」というように略記)1ページ。
- (4) 一部不明な点を含むものの、現時点での推定は「補論」に示しておいた。鈴木武雄がその中で主導的な役割を果たしたことは、本調査報告の原型と思われる原稿の「執筆依頼状」の差出人となっていることから裏づけられる。
- (5) これと関連して、友邦協会・中央日韓協会所有資料「日本人の海外発展に関する歴史的調査」所収の文書、①朝鮮部会「歴史的調査関係」(16「参考資料(朝鮮関係図書)」は、本書執筆にあたって利用されたと思われる約190種の書籍を掲げている。これらの中心をなすのは、朝鮮総督府などの統治機関が編纂・刊行した調査報告・統計資料類である。また、書籍の所有者は戦前の中央朝鮮協会を継承した旧友俱樂部(のち中央日韓協会に改組)であり、戦前日本本国に送付された書籍が多く参考文献として使用されたと判断される。さらに、同じく「歴史的調査関係」に含まれる(8)「図書、資料等購入並に委託調査費用の支出方の手続」は、本調査報告の原稿執筆に必要な図書・資料を購入する際の大蔵省管理局管理課の事務処理の手順を示したものとして、興味深い。
- (6) 「第7分冊」123~124ページ。
- (7) 小林英夫「『日本人の海外活動に関する歴史的調査』」(本書所収)参照。
- (8) 「第4分冊」28ページ。
- (9) 村上勝彦「韓国所在の朝鮮総督府文書」(本書所収)参照。
- (10) 「第10分冊」106ページ。
- (11) 加えて、同じ「日本人の海外活動に関する歴史的調査」の中にあっても、台湾篇や満洲篇と比較しての利用価値の問題がある。研究の空白や資料の欠落など朝鮮近代史固有の枠組の中では、多くの不足や問題点があるが、相対的に見れば、朝鮮研究は日本の植民地研究の中において研究・資料とも「恵まれている」分野であると評価することができる。それゆえ、類書が少ないとはいえ、本調査報告を利用しなければ絶対に解明できないという部分の比重、いわば本書に対する「依存度」は低いと思われる。複数の資料・研究を丹念に突き合わせれば、本書とほぼ同水準の成果を獲得することは決して不可能ではない。